

澤本タケノさん満百歳を祝う

金磯町の澤本タケノさんが6月24日、満百歳の誕生日を迎えられました。澤本さんは大正3年生まれ。今でもご自宅で健康的に過ごされ、身の回りのことはほとんどご自身でされています。長寿の秘訣は、よくかんでよく食べることだそうです。この日、濱田市長らが澤本さんのご自宅を訪問し、祝い状や記念品を贈り、澤本さんは、涙ながらに何度もお礼を述べられていました。



初夏の甘酸っぱい美味を満喫



日本一のやまもも生産を誇る櫛淵町で6月28日、JA東とくしま・やまもも部会が企画した「完熟やまもも収穫体験ツアー」が開催され、県内外から訪れた50人の参加者らは、赤紫色に熟した実をもぎ取って袋に入れながら、その場で美味しそうにほおばっていました。



火災予防条例の一部が改正されました

昨年8月に京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災において、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、同様の催しなどでの火災を未然に防止することを目的として小松島市火災予防条例の一部が改正され、平成26年7月4日から施行されました。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の人が集まる催しにおいて、火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消火器の設置および露店開設の届出を義務付けるほか、大規模な催しを主催する場合は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務の計画の作成などを義務付けるものです。

◎主な改正内容

①消火器の設置について

祭礼や花火大会などの催しにおいて、火気器具等を使用する場合は、消火器の設置を義務付けます。対象となる火気器具等にはコンロ、フライヤー、グリドル、発電機、ストーブなどが該当します。

②露店等を開設する際の届出義務

について

祭礼や花火大会などの催しにおいて、火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、消防機関に届け出ることを義務付けます。ただし、家族や親戚などの集まり、事業所の親睦目的の催し、幼稚園、小・中学校の行事によるバーベキューや花見などは対象外となります。

【届出が必要な露店等の例】

祭礼や縁日などにおける露店、学園祭や各種団体などが主催する催しにおける模擬店、フリーマーケットにおける出店など

③大規模な屋外の催しにおける防火管理について

祭礼や花火大会など屋外での催しのうち、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを「指定催し」として指定し、指定された催しの主催者は、防火担当者の選任および火災予防上必要な業務に関する計画書の提出が義務付けられます。

【お問い合わせ先】

市消防本部消防課予防担当
☎32・0119 / FAX32・3595

Mail:shoubou@city.komatsushima.tokushima.jp